

入札説明書

令和8年4月14日に公告した令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務に係る総合評価一般競争入札については、政府調達に関する協定、会計法令、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、3に掲げる者に対して、仕様書に関する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

(1) 調達件名

令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務

(2) 調達内容

各基幹業務システム及び各個別業務システムを安定稼働させるための共通インフラとなる機器の更新と運用保守を行う。なお、詳細については、岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年11月1日から令和13年10月30日まで（長期継続契約による賃貸借契約）

(4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課の指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札

2 入札に参加できる者の資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和8年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている

者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12 レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 調達契約に関する事務を担当する課等の名称

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話番号 086-226-7266（直通）

FAX番号 086-235-9737

電子メールアドレス kiban-plt@pref.okayama.jp

4 契約条項を示す場所

3の場所とする。

5 入札手続等

入札に参加を希望する者は、「入札参加資格確認申請書」（様式第1号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にとっては、「令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務の賃貸借について」（様式第2号）を併せて提出すること。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和8年4月14日（火）から同年5月11日（月）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

3の場所。また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページから入手することもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和6年4月14日（火）から同年5月11日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

3の場所。

ウ 提出方法

(ア)持参

3の場所に、アの日時に持参すること。なお、持参する場合は、事前に電話又は電子メールで提出日を予約すること。

(イ)郵便等

3に定める場所をあて先とした、書留郵便（親展扱いであるもの。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（令和14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いであるもの。）により、令和8年5月11日(月)の午後5時までには到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加資格要件の審査等

ア 事前審査

入札参加資格審査確認申請書を提出した者について、2(1)、(2)及び(6)の事項について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。不適合の通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 事後審査

アの事項を除く入札参加資格要件の審査は7(5)の説明会後に行う。入札条件に不適合と認められる者があった場合には、当該入札参加者にその旨を通知する。

ウ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、3あてにメールする方法により、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面（任意様式）を提出することができる。

(4) その他

入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を下記の場所にて行うこと。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班
電話番号 086-226-7265（直通）

6 仕様書の交付等

(1) 仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年4月14日(火)から同年5月11日(月)まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

3の場所。ただし、機密保持誓約書（様式第6号）を提出することを仕様書交付の条件とする。

交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に上記3の場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。

(2) 仕様書に対する質問

ア 受付期間

令和8年4月14日(火)から同年5月11日(月)まで（休日を除く。）の午前9時から

午後5時までとする。

イ 質問方法

「令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務 質問・回答書」(様式第3号)に記入のうえ電子メール又はFAXで送信すること。件名は、「令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務質問書(社名)」とすること。

ウ 回答方法

5(1)イにあるホームページに令和8年5月13日(水)までに掲載する。ただし、回答内容が質問者固有のものである場合、セキュリティ上明らかにすることが適当でない事項、その他回答することが不相当と認められる質問に対しては、回答方法を変更し、又は回答を行わない場合がある。

(3) 入札説明会等

入札説明会は開催しない。なお、入札参加を希望する者のうち希望者に対して、導入機器の設置場所や分電盤等を確認する機会を設けるため、別紙「データセンター等の現地説明会の実施について」のとおり、現地説明会を実施する。

7 入札及び開札等

(1) 入札の際の提出物

入札に参加する者は、入札書(様式第4号)及び提案書等を次のとおり提出しなければならない。なお、開札後、予定価格の範囲内の応札者に限り、提案書説明会の開催及び評価を行う。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月25日(月)午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(3) 入札書等の提出方法

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(2)の日時及び場所に入札書並びに提案書を持参すること。代理人により入札を行う場合は、本人からの委任状(様式第5号)を持参し、入札前に提出すること。入札書の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名には、本人について記入し、当該代理人(受任者)の住所、氏名を記入し、受任者が入札する際に使用する印(受任印)を押印すること。

イ 郵便等

本人が作成し、封印した入札書及び提案書を書留郵便又は信書便により3の場所に、令和8年5月22日(金)の午後5時までには到着したものに限り受け付ける。この場合において、封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(2)に定める入札日時を記載すること。

(4) 入札書等の記載方法

ア 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

イ 入札書の記載方法

入札書の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した本人について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

なお、入札金額は、賃貸借料の月額とする。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 提案書の記載方法

「令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務提案書作成要領」に基づいて作成すること。

(5) 提案書説明会

ア 日時

令和8年6月1日（月）又は同月2日（火）

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁本庁舎9階904会議室

ウ 説明時間等

提案書の説明の時間は、内容説明30分及び質疑応答20分の計50分とする。開始時刻等の詳細については、入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもって応札した者に対して通知する。

(6) 入札の無効

入札公告で示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(7) その他

ア 入札書及び委任状の宛名は、「岡山県知事 伊原木隆太」とする。

イ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札金額の訂正は認めないこととする。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ 入札者が相連合し、又は、不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

オ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

カ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

キ 提案書の説明会について、説明に使用するために必要な機器等は参加者において用意すること。会場には、一般家庭用のAC100V電源のみ準備する。

8 落札者の決定方法

別紙「令和8年度岡山県システム共有仮想基盤構築移行及び運用保守業務落札者決定基準」に基づき、総合得点の最も高い入札者を落札者とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として見積った契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。免除を希望する場合は、入札参加資格確認申請書の添付書類として、財務規則第133条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）する書類を提出すること。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 契約書の作成

落札者決定後、提出された提案書を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し、別紙「賃貸借契約書（案）」により契約を締結する。

11 その他

- (1) 本件の調達にあたり、落札者が定める約款等の定めによる手続きが必要な場合は、10の契約書の作成にあわせて所用の手続きを行う。
- (2) 提出された書類等は、委託業者の選定に必要な範囲内において複写することがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。